参考資料１

関係法令　参照条文

日本学術会議法（令和七年法律第七十号）（抄）
日本学術会議法案に対する附帯決議（令和七年五月九日　衆議院内閣委員会）（抄）
日本学術会議法案に対する附帯決議（令和七年六月十日　参議院内閣委員会）（抄）
日本学術会議評価委員会令（令和八年政令第二百八十七号）

○日本学術会議法（令和７年法律第７０号）（抄）

（中期的な活動計画）

第四十二条　会議は、六事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度以後の六事業年度についての会議の業務の運営に関する計画（以下「中期的な活動計画」という。）を定めなければならない。

２　中期的な活動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　第三十七条に規定する業務に関する目標及びこれを達成するためにとるべき措置

二　業務運営及び財務内容の改善に関する目標並びにこれらを達成するためにとるべき措置

三　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画に関する事項

四　前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める会議の活動に関する事項

３　会議は、中期的な活動計画を定めようとするときは、日本学術会議評価委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

４　会議は、中期的な活動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その中期的な活動計画を公表しなければならない。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第四十四条　会議は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、内閣府令で定めるところにより、自ら点検及び評価を行わなければならない。

一　次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における業務の実績

二　中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度の直前の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期的な活動計画に係る期間の終了時に見込まれる当該期間における業務の実績

三　中期的な活動計画に係る期間の最後の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期的な活動計画に係る期間における業務の実績

２　会議は、内閣府令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項について行った同項の点検及び評価（以下「自己点検評価」という。）の方法及び結果に関する報告書（以下「自己点検評価書」という。）を日本学術会議評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

３　日本学術会議評価委員会は、自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について調査審議し、必要があると認めるときは、会議に対して意見を述べることができる。

４　日本学術会議評価委員会は、会議に対して前項の意見を述べたときは、遅滞なく、内閣総理大臣に当該意見の内容を通知しなければならない。

５　会議は、自己点検評価の結果を中期的な活動計画及び年度計画並びに業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該結果の反映状況を公表しなければならない。

６　会議は、第三項の規定による日本学術会議評価委員会の意見を自己点検評価の方法の改善に適切に反映させなければならない。

（日本学術会議評価委員会）
第五十一条　内閣府に、日本学術会議評価委員会を置く。
２　日本学術会議評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について、調査審議し、及び会議に対し意見を述べること。
二　中期的な活動計画について、会議に対し意見を述べること。
３　日本学術会議評価委員会は、日本学術会議評価委員五人以上七人以内をもって組織する。
４　日本学術会議評価委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、内閣総理大臣が任命する。
５　日本学術会議評価委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の日本学術会議評価委員の任期は、前任者の残任期間とする。
６　日本学術会議評価委員は、一回に限り再任されることができる。
７　前各項に定めるもののほか、日本学術会議評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

附　則
（検討）
第二十七条　政府は、この法律の施行後六年を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○日本学術会議法案に対する附帯決議（令和七年五月九日　衆議院内閣委員会）（抄）

十　政府は、日本学術会議の更なる改革に向けて不断の見直しを行うため、組織の在り方を含め、本法の運用状況について適時適切に評価及び検証を行い、必要に応じて適切な措置を検討すること。また、本法の施行後三年を目途に本法の施行状況を点検し、その結果を公表すること。

十一　政府は、本法の規定について施行後六年を目途に検討する際には、本法の規定する目的及び基本理念を踏まえた活動状況、業務遂行及び会員選任等に係る説明責任の履行状況、財政面も含む自主的・自律的な運営に向けての取組などに留意すること。

○日本学術会議法案に対する附帯決議（令和七年六月十日　参議院内閣委員会）（抄）

十三　政府は、日本学術会議の更なる改革に向けて不断の見直しを行うため、組織の在り方を含め、本法の運用状況について適時適切に評価及び検証を行い、必要に応じて適切な措置を講ずること。また、本法の施行後三年を目途に本法の施行状況を点検し、そ

の結果を公表すること。

十四　政府は、本法の規定について施行後六年を目途に検討する際には、本法の規定する目的及び基本理念を踏まえた活動状況、業務遂行及び会員選任等に係る説明責任の履行状況、財政面も含む活動の独立性や自主的・自律的な運営に向けての取組などに留意すること。

○日本学術会議評価委員会令（令和八年政令第二百八十七号）

内閣は、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）第五十一条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門委員）

第一条　日本学術会議評価委員会（以下「委員会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

３　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委員等の勤務）

第二条　日本学術会議評価委員（以下「委員」という。）及び専門委員は、非常勤とする。

（委員長）

第三条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第四条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

２　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第五条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は日本学術会議の会長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第六条　委員会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において処理する。

（雑則）

第七条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。